

研究活動報告

Project 1

黒澤 満

プロジェクト1の研究課題は、「国際共生の研究」であり、この1年はさまざまな研究報告を中心に活動を実施した。

まず「核兵器廃絶へのアプローチ」と題する黒澤満教授の報告は、三つのアプローチ、すなわち、伝統的に主張されてきた核兵器条約の作成、核不拡散軍縮国際委員会やジェームズ・マーティン不拡散研究所が主張する核兵器の非正当化、国際NGOが主張する核兵器に悪の烙印を押すアプローチを検討し、特に2107年に採択された「核兵器禁止条約」との関連で、悪の烙印を押す(stigmatize)という概念の内容を明らかにし、この条約の特徴として、核兵器の使用と保有に対する世界的なタブーの強化が条約の目的であることを明確にした。その後、非正当化のアプローチと悪の烙印を押すアプローチを、目的、理由、手段、安全保障の概念、有効性、核抑止の観点から比較検討し、両アプローチの目的は同じであり、両者は補完的に機能するものであると結論した。

次に「開発途上国における学業不正—実態と要因に着目して—」と題する前田美子教授の報告では、カンボジアを事例として、開発途上国におけるカンニング行為の実態が考察された。先行研究やメディアの報告では、あたかもすべての子どもが小学校の時から常習的にカンニング行為を行っているように描かれているが、小中高を通じてほとんどカンニング行為を行っていない者や、小学校の時からカンニング行為を

行っているにもかかわらずその行為をやめる者もいることが明らかになったことが報告された。また、カンニング行為を行うかどうかを決定する主な要因として、カリキュラム、教員との関係、保護者のカンニング行為に対する態度、同級生のカンニング行為に対する態度、学校や教育省の規則があり、その作用の仕方や大きさは、カンボジア特有の政治的、社会的、文化的な影響を受けているという分析結果も報告された。

第3に、「Reparation for the Loss of Aboriginal Languages in Australia (オーストラリアにおける先住民言語喪失の償い)」と題する幡新大実教授の報告は、アボリジニ言語復興に携わるアデレード大学言語学教授ツッカーマンの「先住民言語所有権に基づく補償を」という議論の法的弱点を解明し、むしろ理論的には文化的ジェノサイドの方が筋が良いと思われる、実定法的には例えば「口承による伝統や表現(その伝達手段の言語を含む)」を保護対象にするユネスコ世界無形文化遺産保護条約へのオーストラリアの加入を促すことの方がツッカーマンの言いたいことに忠実ではないかという視点から行われ、言語とアイデンティティ、ジェノサイドの故意、アイヌ語復興、カナダ先住民言語復興の自殺・犯罪率低減効果に関する実証研究等について英語で活発な意見交換がなされた。

プロジェクト1研究会 (Project 1)

- 第68回 日 時：2018年10月17日 報告者：黒澤 満 大阪女学院大学教授
タイトル：「核廃絶へのアプローチ：非正当化と悪の烙印を押す」
- 第69回 日 時：2018年11月21日
報告者：Lu, Deting (大阪女学院大学大学院博士前期課程2年)
タイトル：「Domestic violence in Japan - growing awareness of male parties」
報告者：Mallawaarachchi, Chamila (大阪女学院大学大学院博士後期課程2年)
タイトル：「Role of program makers in building peace and social cohesion in Sri Lanka -summary of field work in Sri Lanka」
- 第70回 日 時：2019年1月30日
報告者：Bastola, Susmita (大阪女学院大学大学院博士前期課程1年)
タイトル：「Possibilities of Youth Migration: A Case Study of Nepal」
報告者：Hou, Rong (大阪女学院大学大学院博士前期課程1年)
タイトル：「Emotional Competence in Kindergartens: Chinese Teachers' Perceptions and Responses to Kindergartners' Emotions」
報告者：Tang, Yuk Ching Bibiana (大阪女学院大学大学院博士前期課程1年)
タイトル：「Quest for Identity: Young People in Hong Kong」
- 第71回 日 時：2019年5月8日 報告者：前田 美子 大阪女学院大学教授
タイトル：「開発途上国における学業不正：実態と要因に着目して」
- 第72回 日 時：2019年7月10日 報告者：幡新 大実 大阪女学院大学教授
タイトル：「On language rights: aboriginal languages as intangible cultural heritage」